

逗子市障がい者福祉計画

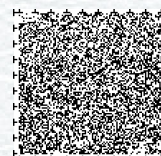
障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち



令和3年3月

逗子市

- ※ 本計画は逗子市ホームページで閲覧できます。
- ※ 本計画概要版には、各ページの角に音声コード（SPコード）が印刷されています。音声コードを専用装置にかざすと、そのページに記載されている内容を音声で聞くことができます。（字数が多いページや図表は読み取れないため、適宜要約しています。）
- ※ 本誌とは別に、誰にでもわかりやすく作られたわかりやすい版も作成しています。



計画策定の目的と期間

この計画は、障がいのある・なしによって分け隔てられることなく、相互に人権と個性を尊重し合える共生社会の実現に向け、今後の障がい福祉施策の方向と具体的な事業展開を明らかにするため、逗子市障がい者福祉計画と逗子市障がい福祉計画、障がい児福祉計画を合わせて策定しました。

- 逗子市障がい者福祉計画：障害者基本法の規定に基づく市町村障害者計画と位置づけ、計画期間を令和3年度から令和8年度とします。
- 逗子市障がい福祉計画：障害者総合支援法の規定に基づく市町村障害福祉計画と位置づけ、計画期間を令和3年度から令和5年度とします。
- 逗子市障がい児福祉計画：児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画と位置づけ、計画期間を令和3年度から令和5年度とします。

基本理念と基本方針

基本理念

ノーマライゼーション…地域で自分らしく生きるために
リハビリテーション…安心して納得できる生き方を求めて

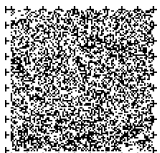
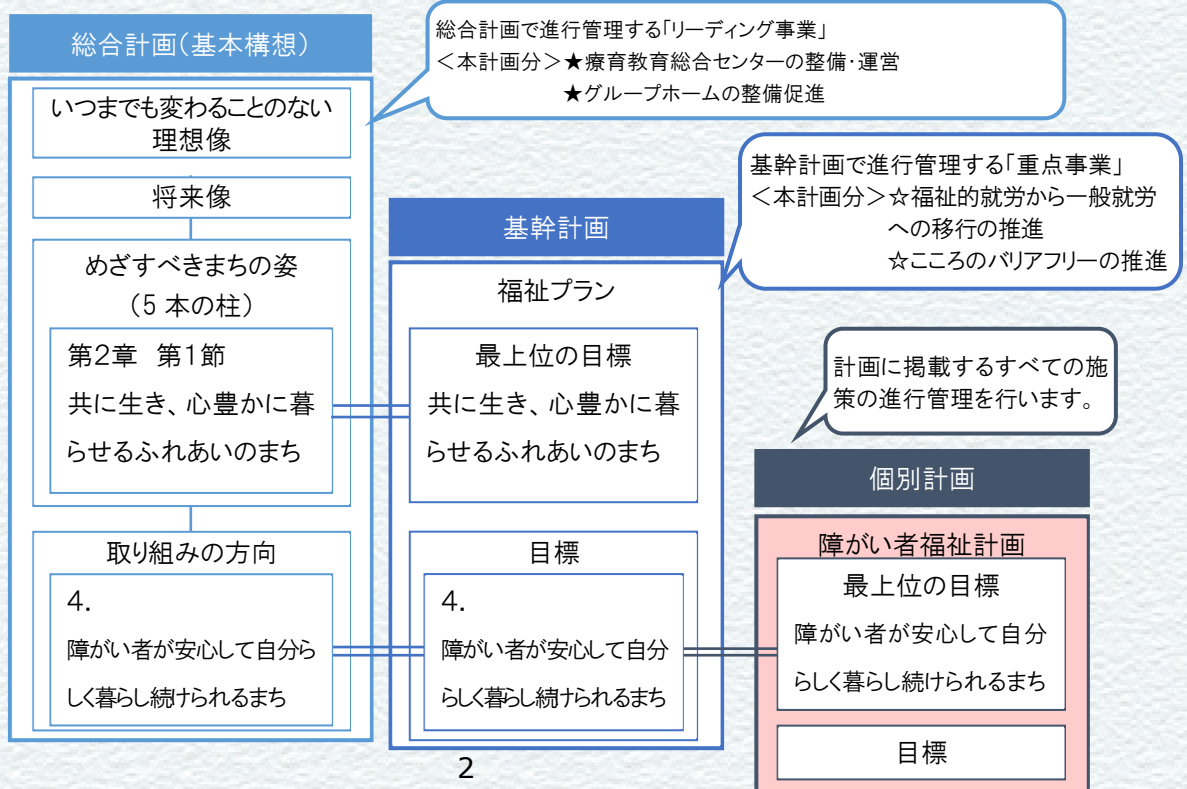
基本方針

障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

総合計画との連携

市の計画体系は、総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画である福祉プラン、個別の施策分野を定める個別計画である本計画の三層となっています。

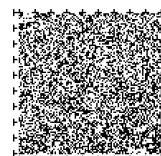
すべての計画を総合計画の下に体系化し、三層（総合計画・福祉プラン・障がい者福祉計画）を連動させて、一体的に計画の実現を推進していきます。



逗子市総合計画前期実施計画【平成27年度～令和4年度】の目標

No	目標	策定当初 【平成25年度末】	実績 【令和元年度末】	補足	本計画における 関連施策
1	★療育教育総合センターで実施する相談及び障害児通所支援を利用したことがある子どもの、市内の18歳までの子どもに対する割合が9.5パーセントになっている。 【療育推進事業】	4.7%（未就学児における療育利用者の割合） 【平成24年度実績】	11.7%	平成24年に文部科学省が実施した調査等において、義務教育において特別な教育的支援を必要とする児童生徒が全児童生徒に対して約9.5パーセントの割合になっている。このことから、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のすべてが、相談や障害児通所支援を利用することをめざすもの。	施策3(1)
2	★市内にあるグループホームで生活する人が35人(8棟)になっている。 【民間障がい者福祉施設整備等促進事業】	11人(4棟)	29人(7棟)	・現状において、市外のグループホーム等で生活する人が、市内で居住できることをめざし、24人分増加をめざすもの。 ・一棟あたり6人として、4棟増加を想定。	施策2(1)
3	療育教育総合センターにおいて、障がいのある子ども、発達に心配のある子ども(0～18歳)に対してライフステージに応じた継続的な支援が行われている。	就学前と就学後で継続した支援になっていない。	療育教育総合センターとして、継続的な支援を推進している。	平成28年度の療育教育総合センターの設置により、継続的な支援を行うもの。	施策3(1)
4	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が4人以上になっている。	0人	11人	国の指針が平成24年度実績の2倍であることから、同年度の実績(2人)の2倍を目標としたもの。	施策4(1)
5	「逗子市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査(障がいのある人以外対象)」において、こころのバリアフリーが推進されていると考える人の割合が80パーセント以上になっている。	60.6% 【平成25年度調査】	67.1% 【令和元年度調査】	—	施策2(3)

※目標のうちリーディング事業に係るものについては★印を付しています。



1 相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制・ネットワークの充実・強化

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。



- ①相談支援体制の充実
- ②基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の強化
- ③自立支援会議を中心とする支援ネットワークの充実
- ④きめ細かな支援ネットワークの充実
- ⑤多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築



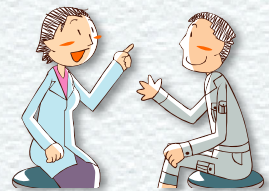
(2) 一人ひとりのニーズに応じた相談体制・情報提供の充実

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

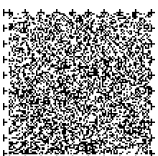


- ①わかりやすく選択しやすい情報提供の推進
- ②サービス等利用計画の作成とそれに基づくケアマネジメントの推進
- ③多様な相談への対応
- ④相談支援の質の向上



※「障害」・「障がい」の表記について

逗子市では、ノーマライゼーションの理念として「こころのバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています（例：「障がいのある人」など）。ただし、国の法令に基づく制度などは、従来そのままとします（例：「身体障害者手帳」など）。



2 共生社会の基盤づくり

(1) 居住の場の確保

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を送るための生活基盤として、グループホームの充実を図るとともに、地域全体で障がいのある人を支えていく体制の構築を進めます。

- ①グループホームの整備促進・入居支援
- ②地域生活における居住の支援
- ③地域生活支援拠点等機能の充実

(2) アクセシビリティの向上

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく安心して出かけることができ、また、暮らしていけるように、公共施設や情報等のバリアフリー化、公共交通機関等の移動手段の確保など障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

- ①公共施設等のバリアフリー化
- ②移動交通手段の充実
- ③情報アクセシビリティの向上
- ④バリアフリー化・ユニバーサルデザインに関する意識づくりと情報提供の実施

(3) こころのバリアフリーの促進

共生社会の実現に向けて、交流・ふれあい活動や地域での支え合い活動を通じて、障がい及び障がいのある人に関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーを促進します。

- ①障がいや障がいのある人に対する意識づくり
- ②交流・ふれあい活動の推進
- ③地域での支え合い活動の促進

(4) 差別の解消・虐待の防止と権利擁護の推進

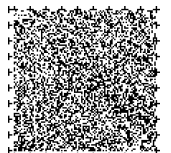
障がいのある・なしで分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいに関する周知・啓発等を通じて、障がいに対する理解を促進するとともに、障害者の権利擁護の取り組みを強化します。

- ①障がいを理由とする差別の解消
- ②虐待の防止
- ③権利擁護の推進
- ④選挙等における配慮

(5) 暮らしの安全と安心

障がいのある人が安全に、安心して生活できるよう、日頃から地域や関係機関等との連携を図り、防災・防犯対策を進めます。

- ①災害時支援体制の確保
- ②日頃の安全の確保



3 障がいのある子どもの支援体制の充実【第2期障がい児福祉計画】

(1) こども発達支援センターを中心とする療育等の充実

こども発達支援センター（ひなた・くろーぱー）を療育推進事業の拠点として、教育研究相談センターと機能的に連携しつつ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支えるライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援体制を充実します。

- ①障がいの早期発見・対応の充実
- ②ライフステージに応じた継続的な支援
- ③子育て支援に係る施策との連携
- ④家族支援の充実
- ⑤医療との連携



(2) 多様なサービスが利用できる基盤の整備

支援が必要な子どもが継続的に十分な支援を受けることができるよう利用者のニーズを把握し、サービス提供事業所を確保し、障がいのある子どものライフステージを見通した支援体制を充実します。

- ①各種サービス提供体制の整備

4 社会参加の促進

(1) 雇用・就労の促進

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

- ① 総合的な就労支援体制の充実
- ② 雇用の促進
- ③ 多様な就労機会の確保



(2) 経済的支援の充実

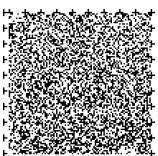
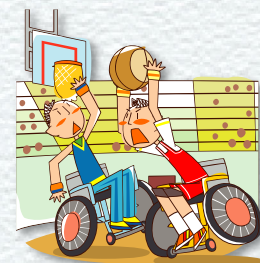
障がいのある人の経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、対象者に対する十分な周知に取り組みます。

- ① 各種手当の支給
- ② 各種医療費の助成等

(3) 地域活動、文化・スポーツ活動等への参加

障がいのある人が、安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

- ①文化・スポーツ活動等の振興
- ②地域活動等への参加の促進
- ③障がい者団体への支援



5 障害福祉サービス等の充実

(1) 障害福祉サービスの充実【第6期障がい福祉計画】

障がいのある人のニーズに応じて、各サービスの量的・質的充実を図ります。また、各種障害福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。

- ①障害支援区分の判定とケアマネジメントの推進
- ②訪問系サービスの充実
- ③日中活動系サービスの充実
- ④居住系サービスの充実
- ⑤地域相談支援
- ⑥補装具給付事業



(2) 障害児通所支援の充実【第2期障がい児福祉計画】

障がいのある子どもが早期から療育や教育相談等を受けることができるよう、相談支援事業所、こども発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所などが連携して、障害児通所支援による切れ目のない支援体制の充実を図ります。

- ①ケアマネジメントの推進（「障害児相談支援」）
- ②児童発達支援の充実
- ③放課後等デイサービスの充実

(3) 地域生活支援事業等の充実【第6期障がい福祉計画】

障がいのある人が地域の中で安心して自分らしく生活していくために必要な支援を、事業者・市民とともに育み、充実させていきます。

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤意思疎通支援事業
- ⑥移動支援事業
- ⑦地域活動支援センター事業
- ⑧日中一時支援事業
- ⑨訪問入浴サービス事業
- ⑩日常生活用具給付事業
- ⑪身体障がい者自動車改造費等助成事業

(4) 障がいのある人や家族の高齢化・重度化への対応

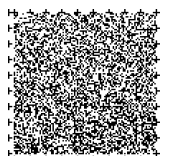
地域包括支援センターや介護保険事業者、関係機関と連携を図り、障害福祉サービスと介護保険制度等の連携した支援が必要な高齢者の相談やサービスの提供が適切に行われるよう努めます。

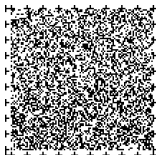
- ①有効なケアマネジメントの実施
- ②支援の充実

(5) 事業者・人材の育成

障害福祉サービスの提供にあたっては、専門性の高い人材の確保と育成を行うため、自立支援会議、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業者との連携を図り、計画的な研修や講演会、情報交換等の取り組みを実施していきます。また、福祉教育活動に取り組みほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、多様な人材育成に努めます。

- ①事業者の育成・支援
- ②多様な支援人材の育成・確保





令和5年度における数値目標

国の基本指針及び県の留意点を踏まえ、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援事業を計画的に進めるため、令和5年度を目標年度に数値目標を次の通り設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末の施設入所者削減数

1人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基幹型地域包括支援センターや地域包括ケア会議など、逗子市高齢者福祉計画に位置付けられる包括的な支援体制の構築から地域共生社会の実現に向けた取組の一環として協議を行っていきます。その際、基幹相談支援センター及び自立支援会議も取組に連携・参画していきます。

③地域生活支援拠点等の整備

地域の実情を踏まえ、令和2年度に面的な体制として地域生活支援拠点を整備し、令和3年度以降は、自立支援会議等を活用して運用状況の検証・検討を行っていきます。

④福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度における一般就労移行者数

14人

令和5年度における就労定着支援事業の利用者数

10人

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

サービス提供事業所による指定の取得を促進するとともに、受け入れ側の保育所等へのこども発達支援センター等による周知に努め、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を図ります。

⑥相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援の中核的な存在となる基幹相談支援センターの機能強化に取り組み、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて情報共有等を行い、分野横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制の充実・強化等を推進します。

⑦障害福祉サービス等の質の向上

サービスの質の向上を図るための取組みに都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に、毎年市から1名以上参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を基幹相談支援センター連絡会等を活用して共有する体制を構築することで、サービスの質の向上を図っていきます。

